

## 久喜市教育委員会令和4年12月定例会

開催月日 令和4年12月22日（木曜日）

開催場所 鷲宮総合支所3階 庁議室1・2

開会時刻 午後1時30分

閉会時刻 午後2時22分

### 久喜市教育委員会令和4年12月定例会議事日程

#### 第 1 署名委員の指名

書記の指名

会議時間の決定

#### 第 2 前回会議録の承認

#### 第 3 教育長報告

ア 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）

イ 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分）

ウ 令和4年度久喜市一般会計補正予算（第10号）（案）に係る意見聴取について

#### 第 4 議事

議案第51号 久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

議案第52号 久喜市生徒指導推進委員の委嘱について

#### 第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育長及び教育委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫

委員 山 中 大 吾

委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子

委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆

教育部副部長 斧 田 直 樹

参事兼教育総務課長 榊 原 俊 彦

参事兼指導課長 川羽田 恵 美

参事兼生涯学習課長 小森谷 修

参事兼中央公民館長 須 田 諭

学務課長 関 口 智 彰

学校給食課長 小 林 喜 則

文化財保護課長 堀 内 謙 一

教育総務課

課長補佐兼係長 森 田 和 美

臨時的任用職員 三 浦 友 也

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。

今年も早いもので残り少なくなりました。令和4年も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その対応に追われる1年でありました。そういう中でも工夫を凝らして様々な事業が実施できたと思います。

今月4日にはモラージュ菖蒲を会場に「街かどコンサート」を開催し、「くき検定」や「野辺地町友好都市提携10周年記念事業」も併せて行いました。関係者のご努力に感謝を申し上げます。

暦の関係になりますが、明日12月23日は市内の幼稚園、小・中学校の2学期の終業式、来年1月10日は3学期の始業式となります。

それでは、早速ではありますが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和4年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

議案第52号につきましては人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、三浦臨時的任用職員をお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和4年11月21日に開催いたしました令和4年11月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからウの3件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、教育長報告アの久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）についてご説明申し上げます。

教育長報告書の1ページから4ページを御覧ください。

この一部条例改正につきましては、第1条及び第2条が久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第3条及び第4条が久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正、第5条及び第6条が久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正となっております。本日ご報告させていただきますのは第5条及び第6条の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

それでは、改正の内容についてご説明させていただきます。本年の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告では期末手当、勤勉手当の年間支給割合を0.1月分引上げ、年間4.3月分から4.4月分とする勧告が行われ、この人事院勧告に基づき、既に国家公務員の給与改定が行われたところでございます。

このことから、久喜市の一般職職員の給与につきましても、国家公務員の給与改定に準

じた内容で改定を行うこととし、久喜市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当につきましても、同様の改定を行うものでございます。

それでは、教育長に係る改正内容につきましてご説明を申し上げます。

初めに、第5条につきましては、久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項に規定されている期末手当の12月期の支給割合を0.1月分引上げ、現行の2.15月分を2.25月分に改めるものでございます。

次に、第6条につきましては、ただいまの第5条の規定による改正後の令和4年度の期末手当の年間支給割合を変更せず、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ2.2月分とし、均等に配分するよう改めるものでございます。

なお、第1条と第2条は、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、また、第3条と第4条は、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正でございまして、教育長と同一の内容で改正するものでございます。

続いて、附則の関係でございます。

第1項は、施行期日に関する規定でございまして、この条例改正は公布の日から施行するものでございますが、第2条、第4条及び第6条の支給割合を均等に配分する規定につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項は、適用に関する規定でございまして、第1条、第3条及び第5条の支給割合を引き上げる規定につきましては、令和4年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項でございますが、改正前の条例の規定に基づいて既に支給された期末手当につきましては、改正後の条例に基づき支給されることとなる期末手当の内払いとするみなし規定でございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 次に、イ、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 教育長報告イ、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正部分につきましてご説明させていただきます。

令和4年10月20日に埼玉県人事委員会から職員の給与等に関する報告、意見及び勧

告があり、これを踏まえ、給与改定及び総合的な見直しの実施により、給料表や勤勉手当の改定が必要になりました。久喜市議会令和4年11月定例会議に久喜市一般職職員の給与に関する条例と併せまして久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正が、人事課において一括して議案上程されました。久喜市任期付市費負担教職員の給与や諸手当の支給については、久喜市一般職職員の給与に関する条例に準じているため、併せて一部を改正するものでございます。

それでは、案についてご説明いたします。教育長報告資料の5ページ以降になります。

第3条の市費負担教職員給料表につきましては、埼玉県人事委員会から勧告がありました教員職給料表に準拠して10ページ、別表第1のとおり改正させていただくことにより、16ページからの新旧対照表も御覧いただきたいと思っております。

次に、附則についてでございます。初めに、附則の3でございます。第3条の規定による改正後の別表第1、市費負担教職員給料表の規定につきましては、令和4年4月1日から適用するものでございます。

次に、附則の7でございます。第3条の規定による改正前の条例に基づいて支給された給与については、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

なお、令和4年度につきましては、指導課に関する久喜市任期付市費負担教職員はおりません。

以上が概要についての報告でございます。よろしくお願いたします。

**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎**教育長報告** ウ

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、ウ、令和4年度久喜市一般会計補正予算（第10号）（案）に係る意見聴取の報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○**参事兼教育総務課長（榊原俊彦）** それでは、教育長報告ウの令和4年度久喜市一般会計補正予算（第10号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

この度の補正予算（案）につきましては、11月29日に開会の久喜市議会令和4年11月定例会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきましては、11月22日付けで梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算案の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊資料の「令和4年度久喜市一般会計補正予算（第10号）」を御覧ください。

教育費に係る歳出補正予算につきましては、26 ページから 31 ページでございます、この度の補正予算は、本年の人事院勧告等に基づく職員の給与改定に伴います人件費の増額補正でございます。

本年の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告につきましては、期末、勤勉手当の年間支給割合の引上げに加え、高校卒業新卒者から 30 歳台半ばまでの職員の給料月額を引き上げるため、給料表の改定が勧告されたところでございまして、人事院勧告に基づく国家公務員の俸給表の改定に準じて、本市の行政職給料表を改める条例改正を本議会にてご審議いただいているところでございます。

この改正に伴い、先ほど条例改正について教育長報告させていただいた教育長の給与のほか一般職職員、会計年度任用職員等の人件費の増額補正を行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第 4、議事に入ります。

◎議案第 51 号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第 51 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 51 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 51 号 久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立幼稚園管理規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第 51 号 久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書の 2 ページをお開きください。併せまして、議案参考資料の 1 ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正は、市立幼稚園 2 園につきまして、園児の定員をそれぞれ 160 名から 140 名に改正するものでございます。教育委員会では、市立幼稚園の魅力ある園づくりににつきまして、令和 3 年度から、所管しています学務課と両幼稚園の園長とで随時協議を行ってまいりました。その中で、現在、市立幼稚園において力を入れているインクルーシブ教育を推進し、特別な支援を要する園児たちへの支援をさらに充実していきたいとの意見があ

ったところでございます。これは、特別な支援を必要とする園児に対して、幼稚園教員がそれぞれに応じたきめ細やかな指導や対応を行うことにより実現できるものでございます。

こうした中、近年支援を必要とする園児の割合が高くなってきているところがございます。きめ細かに対応するためには、例えば幼稚園教員の増員などが考えられるところがございますが、昨今の厳しい財政状況の中、こうした手法についてすぐに実現することは難しいものと考えております。しかしながら、特別な支援を必要とする園児が増加するという傾向につきましては、今後も続くものと考えておりますことから、インクルーシブ教育を持続可能なものとし、きめ細やかに指導を行う体制を整えるとともに、併せてゆとりある園児の保育スペースを確保するため、園の定員を 140 人に改正するものでございます。

なお、本件につきましては、令和 4 年 8 月 25 日に開催されました久喜市児童福祉審議会においてご協議をいただいたところでございます。

以上が議案第 51 号 久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の説明でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第 51 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** それでは、6 点ほど伺います。

まず 1 点目です。今ほどの説明の中で、インクルーシブ教育の充実のため定員を減らしたということですがけれども、この 160 人から 140 人へと 20 人減とした、その根拠は何でしょうか。また、今後も段階的に定員を減らしていく考えがあるのかお聞きします。

2 点目です。令和 5 年度の新入園児の募集が去る 11 月 1 日から 11 月 8 日にかけて行われたようですが、予定人員、人数に対する応募の状況はどうだったのでしょうか。

3 点目です。「令和 4 年度久喜市の教育」によりますと、5 月 1 日現在の中央幼稚園の在籍園児数が 109 人、栗橋幼稚園が同じく 62 人となっておりますが、この定員を大きく下回っているのは単に少子化だけが理由とお考えなのでしょうか。ほかに理由があるとしたら、何とお考えでしょうか。

4 点目です。中央幼稚園は園長を含め職員 12 人で 6 学級、栗橋幼稚園は同じく 8 人で 3 学級となっておりますが、学年別等における職員配置の状況はどのようになっているのでしょうか。

5 点目です。特別な支援を要する園児への対応は、具体的にどのように行っているのでしょうか。また、その対応する教職員に対して特別支援教育に関する研修はどのように行われているのでしょうか。

最後に 6 点目です。公立の市立幼稚園は、私立の幼稚園あるいは認定こども園などと比較して、どのような存在意義があると考えているのかお聞かせください。

以上です。



○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、ご質疑にご答弁申し上げます。6点ほどご質疑をいただきました。

まず最初に、140人とした根拠、20人減とした根拠というところがございます。削減の理由につきましては、先ほど申し上げたような趣旨で考えたのですが、では、一体何人減少といいますか、少なくすることによってインクルーシブ教育を実現できるのかというのは、実は私ども学務課としてもいろいろ協議し、かなり悩んだところがございます。そういった中で、中央幼稚園のほうは、令和元年度からの園児数の推移が毎年10人ぐらいずつ増えているという状況でございました。令和元年度が81人、令和2年度が88人、令和3年度が100人、そして令和4年度は109人ということで、10人前後ずつ増えているという状況でございます。令和4年度の時点では、まだ、この先がどうなるかというのはもちろん分からなかったのですが、もしこのまま10人前後増えていくということになりますと、令和5年度に120人前後、令和6年度に130人前後、そして令和7年度、3年後には140人ぐらいになり、あくまでも推測なのですが、もしこのままそういう傾向が続けば、今通園している園児や、来年、再来年ぐらいに入園を希望している園児に影響がないような、少し余裕を持った定員にすべきではないかというふうな考えに至ったところがございます。先ほど申し上げたように、3年後が140人程度になり、その先は、まだ生まれていらっしゃるお子様が対象になったりするところもございますので、そうしたところを見込みまして、まずは140人というところで定員を改正させていただければということで140という数字を出したところがございます。

まずは、定員を140人にして幼稚園教育を進めていく中で、インクルーシブ教育を是非充実させていきたいと思っております。今後、段階的に定員を減らすという考えは今のところはございませんが、特別な支援を要する園児の人数が更に多くなってくるような場合には、改めて適正な定員数等について協議をしてみたいというふうな考えております。

それから、2点目で募集予定人数に対する応募人数というご質問でございます。こちらにつきましては、中央幼稚園、栗橋幼稚園それぞれ最新の数字で申し上げたいと存じます。学年別に申し上げます。

まず中央幼稚園でございます。3歳児の応募人数27人、4歳児の応募人数2人、5歳児の応募人数1人、合計で30人の応募があったところがございます。

それから、栗橋幼稚園でございます。3歳児の応募人数11人、4歳児の応募人数1人、5歳児の応募人数ゼロ人、合計で12人の応募があったところがございます。

数字をお聞きになって分かるように、残念ながら今年度については、今のところ少し低調な状態でございますが、両幼稚園とも引き続き募集のほうに力を入れていきたいというふうなところでございます。

それから、3点目で現在の園児数の定員を下回っている、その理由として何か考えられ

るものがあるのかというところがございます。まず今、少子化というところがあるわけなのですけれども、それ以外というところで私ども考えているのは、なかなか難しいところではあるのですが、市内に今、民間の認定こども園が11園、あと私立幼稚園が1園あるというところで、保護者の方から見ると、いろいろな園が選べるという選択肢が増えていくという中で、総体的に市立幼稚園の園児数が減少しているというところがあるのかなというふうに考えておるところでございます。また、両親共働きの家庭というのが増えている中で、選択肢の中としては遅い時刻まで子どもを預かってもらえる保育園を選択する。そういった保護者のほうが増えている。そういったことも背景としてはあり得るのかなというふうに考えておるところでございます。

4点目です。それぞれの幼稚園の職員の配置状況というご質問かと存じます。こちらにつきましては、それぞれの園ごとに申し上げたいと思います。

まず中央幼稚園でございますが、職員名簿上12名おりますが、そのうち1名正職員が育児休暇を取ってございますので、その代替として臨時的任用職員が1名割り当てられていまして、それらを全部含めて12名ですが、実際には育休1名ですので11人で業務に当たっているというところでございます。11名のうち園長が1人と、副園長1人、事務を行う業務員が1名おりますので、11名から3名を除いた8名で実際には教育に当たっているというところでございます。その8名の内訳でございますが、3歳児に3人、4歳児に3人（このうち1人は臨時的任用職員）、5歳児に2人でございます。合計8名の配置という形になっております。これ以外に会計年度任用職員を雇用いたしまして、教育の補助をしているところがございます。

次に、栗橋幼稚園でございます。同じく名簿上8名でございますが、1名育児休暇中中がございます、その代わりに代替として臨時的任用職員を割り当てておりますので、実際には7名の業務を充てております。7名のうち園長が1名、副園長が1名でございますので、5名で担当しているところがございます。その5名の内訳でございますが、3歳児に1人、4歳児に1人、5歳児に1人、そして、フリーといいますか、その都度出席の人数が多かったり、特別な支援を要する園児がたくさん来たときに、そこに随時ヘルプで入るような形で特に受け持つ学年級を設定せずに、2名の職員が随時対応の必要などころに入るといった形で対応している。合計で5名という形になっておるところでございます。

それから、5点目です。特別な支援を要する園児への対応、職員研修のご質問でございます。特別な支援を要する園児への対応といたしましては、先ほど申し上げたような、会計年度任用職員をまずは補助教諭として配置しているというような形でのきめ細かな対応、それから、例えば中央幼稚園ですと、3歳児2クラスのところ3名配置と申し上げたのですけれども、これは1名がそれぞれのクラスの担任なのですけれども、もう1名が先ほど栗橋幼稚園で申し上げたフリーのような格好で、それぞれ大変なときにヘルプで入るような形で特別な支援を要する園児の方への対応となっているというところがございます。

また、研修につきましては、特別支援教育巡回支援について年2回、久喜市保育所等巡回支援について年2回それぞれ指導いただいているほか、外部団体で行っている、例えば埼玉県幼稚園等主任教諭等研究協議会での幼児期における特別支援教育の研修など、そういった外部研修にも積極的に参加して知見を深めているところでございます。

最後に6点目でございます。市立幼稚園の存在意義ということでございます。例えば幼児教育を民間に任せるという考え方もあろうかとは存じますが、教育委員会といたしましては、市立幼稚園のほうは文部科学省が定める幼稚園教育要領にしっかりとった教育を実践しているということ、また、先ほど来申し上げていますように、特別な支援を要する園児に対する対応支援をしっかりとできる、そういったことが公立幼稚園の大きな存在意義の一つと考えておるところでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） この特別な支援を要する園児の割合なのですが、この2園共にどのくらいの入園児に対して、どのくらいの割合でいるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 特別な支援を要する園児の割合でございます。こちらも年によって若干上下があるのですが、令和4年度で申し上げます。

まず中央幼稚園のほうが入園児数109人に対して、特別な支援を要する園児の人数が21人、割合にしますと19.3%ですので、大体5人に1人程度かなというところでございます。

また、栗橋幼稚園ですが、園児数62人に対して、特別な支援を要する園児の人数が24人、割合で言うと38.7%ですので、大体10人に4人程度というところで、かなり割合としては高くなっているかなと感じるところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） かなり割合が高いと感じたのですが、今いるその職員の配置で対応は間に合っているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 私ども幼稚園の現場を訪れたときに、いろいろお話を聞かせていただくのですが、率直に言うと、現場の声としては、できればもう少し職員の人数を増やしていただければという話も聞くことがあります。ただ、足りなくて保育が成り立たないであるとか、足りないために重大な事故が起きそうになったとか、そういったところまではまだ聞いておりませんので、何とか今いる幼稚園の先生方の中で本当に非常に頑張っていて、対応していただいているのだろうというふうには考えております。ただ、その中でやはり現場の生の声としては、実は年々そこが大変になってきているという声も伺っておりまして、その中でも今回人数の改正によってそこが少しでも改善できれ

ばというところでの改正案でございますので、どうぞご理解をいただきたいと存じます。

○委員（渋谷克美） はい、ありがとうございました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 先ほどの質問の中で、特別な支援が必要な園児に対して会計年度任用職員の方を充てているというような説明もあったと思うのですが、その方は、専門的な資格とか、そういったものを持っている方なのですか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 補助教諭として任用しております会計年度任用職員につきましては、基本的には幼稚園教諭の資格を持った方でございます。その中で、当然研修という形で、幼稚園の中で行われる研修あるいは先ほど申し上げた外部の研修という形で特別な支援を必要とするお子様に対する対応というのを研さんしていただいておりますので、そういった形で、あくまで補助という位置付けではありますけれども、特別な支援を要するお子様に対する対応というのはしっかりできているものというふうに考えているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 例えばそういった園児の方が何かいろいろな特性があった場合、早期にそういった教育が大事だということを聞いたことがあるのですが、そういったお子さんが卒業して小学校に上がって、その時点でも何かこう対応ができていれば、学校に上がったときにも少し落ち着いた生活が送れるのではないかというような話も聞いたことがあるのですが、その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 幼稚園の中で、何らか早期にそういった対応をしておけば後ほどというようなところかと思えます。実際にこういった特別な支援を要する方の対応をするためには、もちろん保護者の方との連携を密にしながらやっているところでございますけれども、ふだんは療育を行う施設のほうに行っていて、週に1回とか2回、幼稚園のほうに来ている。だんだんその数や頻度を増やして行って、それで小学校にスムーズに上がれるようにしているというような方もいらっしゃるようですし、あるいは学校との連携という意味では年長さんから小学校1年生に上がるその年に、上がる学校のほうの先生ともいろいろと連携を図っているということも聞いております。すみません、ちょっとお答えになっていないかもしれないのですが、そういった形で可能な限り小学校に上がっても、そういった支援を必要でない児童と、一緒に学習できるような、その辺りを心がけているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

- 教育長職務代理者（諸橋美津子） はい。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。  
小野田委員。
- 委員（小野田真弓） 栗橋幼稚園のほうは割合的には多いですね。それで職員数が少ない  
ですよ。会計年度任用職員は、何人配置されていますか。
- 教育長（柿沼光夫） 学務課長。
- 学務課長（関口智彰） 栗橋幼稚園の会計年度任用職員は、教員の補助をするために配置  
されている職員でございますが、こちらについては6名でございます。
- 委員（小野田真弓） 栗橋は6名ですか。
- 学務課長（関口智彰） 栗橋は6名です。中央幼稚園も同じく6名なのですが、中央幼稚  
園は、プラス預り保育のために、3名任用しておりますので、そこも含めると中央幼稚  
園は9名という形です。
- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。  
小野田委員。
- 委員（小野田真弓） 確かに中央幼稚園のほうは会計年度任用職員が多いという認識があ  
ったものですから、ちょっとお聞きしました。  
先ほどから出ていましたけど、この人数で足りているという感じでおっしゃっていま  
したが、今度の入園希望者も、今少ないですけども、その中での割合というのはもう分か  
っているわけですか。
- 教育長（柿沼光夫） 学務課長。
- 学務課長（関口智彰） 申し訳ございません。新入園児のうち特別な支援を要する者とい  
うのは、まだちょっと把握しておらないところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。  
小野田委員。
- 委員（小野田真弓） このままいくと、公立の幼稚園は特別な支援を要するお子様しか預  
からないような幼稚園になってしまうのではないかということがすごく心配ではあると  
ころであります。それなりにやはり何か魅力のある特別の教育法というものができ  
るような幼稚園でないと、この先ちょっと難しいのではないかなというふうには思っ  
ております。  
定員をそもそも160から140にするというこの意味が私にはよく分かりません。今現  
在、めちゃくちゃ（園児の数は）低いですよ。先ほど今増えているとおっしゃって  
いたけど、中央幼稚園はこのままずっと存続するのですか。
- 教育長（柿沼光夫） 学務課長。
- 学務課長（関口智彰） まず幼稚園の存続のほうなのですが、こちらはご案内かもしれ  
ませんが、市全体としてアセットマネジメントという考え方がある中で、もちろん幼稚園  
についても例外ではないということで、将来的には民間のほうへ移行するというような方

針が一度示されたところでございます。その後いろいろございまして、現在そちらについては保留といたしますか、まだそちらがすぐに進むような段階ではないという状態ではあるところでございますが、その中で私ども所管課としては、これが3年後、5年後に統廃合されるとか、なくなるというふうには考えておらないところでございます。そうすると、その中で今いらっしゃる園児あるいは来年、再来年入ってくる園児にどれだけ良い教育を提供することができるかという視点で考えたときに、幼稚園教諭の人数をたくさん増やすということができれば、それが本当は一番いいのだろうというふうには考えているのですが、なかなかそれが難しい中で、今私どもができることは何かということで、考えて、今回このような案を出させていただいたというところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（小野田真弓） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第52号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休 憩

午後 2時11分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第52号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第52号を上程し、これを議題といたします。

議案書の3ページを御覧ください。

議案第52号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略〕

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榎原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は定例会前に学校見学を予定しております。見学日時につきましては、令和5年1月20日金曜日、午前9時30分から、見学場所は鷺宮中学校でございます。また、見学終了後の10時20分頃より同中学校地内におきまして定例会を開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

それでは、次回の定例会は、令和5年1月20日金曜日、会場は久喜市立鷺宮中学校とさせていただきます。定例会議前の午前9時30分から学校見学を実施し、午前10時20分頃より定例会議を開催する予定であります。時間等の詳細につきましては、決まり次第、追って事務局からお知らせをいたします。

午後 2時22分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和4年12月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和5年1月20日

教育長 柿 沼 光 夫

委員 諸 橋 美津子

委員 山 中 大 吾